

宮崎県認知症介護基礎研修（eラーニング）募集要項

1 研修対象者

宮崎県内の介護保険施設・事業者等に勤務する者。

※ 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない職員は、受講義務付けの対象となります。

※ 介護に直接携わらない職員や、医療・福祉関係の資格を有する職員も受講可能です。

2 研修期間・定員

随時・定員なし

3 研修内容

認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を修得させることをねらいとした、eラーニング形式の研修

＜カリキュラム＞

時 間 数	内 容
150 分程度	認知症の人を取り巻く現状
	具体的なケアを提供する時の判断基準となる考え方
	認知症の人を理解するために必要な基礎的知識
	認知症ケアの基礎的技術に関する知識と実施上の留意点

4 修了証書の発行

通信科目を全て受講し、確認テストを修了した受講者に対し、システム上から修了証書が発行されます。

5 研修実施機関

- (1) 社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター
- (2) 株式会社クーリエ

6 申込手続・受講料等

- (1) 社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター

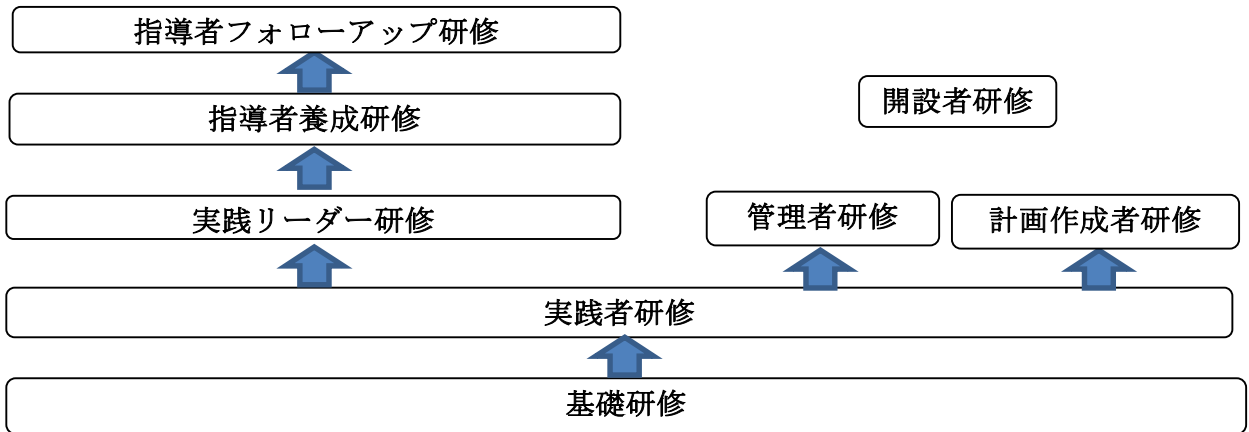
受講申込ホームページ	https://kiso-elearning.jp/
受講料	3,000 円/人
受講に関する問合せホームページ https://kiso-elearning.jp/inquiry/	

- (2) 株式会社クーリエ

受講申込ホームページ	https://market.minnanokaigo.com/learning/lp
受講料	無料
受講に関する問合せホームページ https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLScxB1YMA0omGhRF_S-aQZtSZpxXCNTCGWXX5uocyW9sNrCVYw/viewform	

(参考)

・各研修の体系図



・加算の算定要件の一つとなる研修

(1) 認知症加算（通所介護、地域密着型通所介護）

- ① 認知症加算 60 単位／日
→ 認知症介護実践者研修

(2) 認知症加算（Ⅰ）・（Ⅱ）（小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護）

- ① 認知症加算（Ⅰ）920 単位／月
→ 認知症介護指導者養成研修、認知症介護実践リーダー研修
- ② 認知症加算（Ⅱ）890 単位／月
→ 認知症介護実践リーダー研修

(3) 認知症専門ケア加算（Ⅰ）・（Ⅱ）（訪問介護、訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護）

- ① 認知症専門ケア加算（Ⅰ）3 単位／日
※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問看護は 90 単位／月
→ 認知症介護実践リーダー研修
- ② 認知症専門ケア加算（Ⅱ）4 単位／日
※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問看護は 120 単位／月
→ 認知症介護指導者養成研修

(4) 認知症チームケア推進加算（Ⅰ）（Ⅱ）（認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院）

- ① 認知症チームケア推進加算（Ⅰ）150 単位／月
→ 認知症介護指導者養成研修
- ② 認知症チームケア推進加算（Ⅱ）120 単位／月
→ 認知症介護実践リーダー研修

・地域密着型サービス指定・運営基準に規定される研修

	全サービス 共通	認知症高齢者 グループホーム	小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	認知症対応型 デイサービス
代表者 （開設者）	—	開設者研修	開設者研修	—
管理者	—	実践者研修 管理者研修	実践者研修 管理者研修	実践者研修 管理者研修
計画作成担当者 （ケアマネ）	—	実践者研修	実践者研修 計画作成研修	—
医療・福祉関係の 資格を有さない者	基礎研修	—	—	—

- ・無資格者への認知症介護基礎研修受講義務付け

令和３年度の介護報酬改定に伴い、介護サービス事業者（無資格者がいない訪問系サービス（訪問入浴介護を除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く。）には、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない方について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務付けられました。

なお、新たに採用した職員については、採用後１年間の猶予期間が設けられています。

職員の方が認知症介護基礎研修を受講するにあたり、e ラーニング受講のための環境を整備する等の対応をお願いいたします。